

令和6年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑鹿野モロ5地区 鹿野モロ5井堰実施設計業務委託
数量総括表

・設計業務

項 目		数 量	備 考
基本計画 渓流取水工		1 式	前段設計あり 難易度補正 I
	構造検討	1 式	
	現地調査(定点調査)計画の作成	1 式	
	打合せ 着手前	1 回	
	中間	1 回	
	最終	1 回	
旅費交通費		1 式	打合せ分(4日)
報告書作成		1 式	電子納品版

・測量業務

項 目		数 量	備 考
現地測量	現地測量(Ⅰ)	1 式	1/250、平地、耕地 0.001km ²
	現地測量(Ⅱ)	1 式	1/250、平地、耕地
路線測量	横断測量	0.01 km	平地、耕地
	KBM設置	0.045 km	平地、耕地

令和 6 年度
農業水路等長寿命化・防災減災事業
畑鹿野モロ 5 地区
鹿野モロ 5 井堰実施設計業務委託

仕 様 書

（ 共通仕様書
特記仕様書 ）

目 次

設計業務共通仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

測量業務特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

設計業務特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～8

測量業務特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10

設計業務共通仕様書

設計業務共通仕様書は、農林水産省農村振興局制定（平成 6 年 3 月 31 日制定 最終改定版）の設計業務共通仕様書に準ずるものとし、下記事項について読み替え実施するものとする。

記

- (1) 第 1-1 条第 1 項中、「設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業の」とあるを、「設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、加東市所管の団体営土地改良事業の」と読み替える。
- (2) 第 1-2 条（1）「支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官」とあるを「契約担当者」と読み替える。
- (3) 第 1-2 条（3）「監督職員」とあるを「調査職員」と読み替える。
- (4) 第 1-2 条（4）を削除する。
- (5) 第 1-2 条（9）「「契約書」とは、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成 8 年 2 月 23 日付け 8 経第 263 号農林水産事務次官通達）の別紙請負契約書をいう。」とあるを「「契約書」とは、「建設工事請負契約書等の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 農第 1043 号兵庫県農政環境部農政企画局総務課長通知）の「土木設計業務等委託契約書」をいう。」と読み替える。
- (6) 共通仕様書中、契約書についての各条項は、前項の契約書に対応する各条項に読み替えるものとする。

測量業務共通仕様書

令和 6 年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑鹿野モロ 5 地区 鹿野モロ 5 井堰実施設計業務委託にかかる測量業務は、農林水産省農村振興局「測量業務共通仕様書（最終改正）」に準ずるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。

記

- (1) 第 1 条第 1 項中、「測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業の」とあるを「測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、加東市所管の団体営土地改良事業の」と読み替える。
- (2) 第 2 条中、「農林水産省農村振興局測量作業規程」とあるを「兵庫県土地改良事業測量作業規程（変更承認年月日平成 28 年 5 月 23 日付け承認番号国地第 7 号）」と読み替える。
- (3) 第 3 条（1）「支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官」とあるを、「調査職員」と読み替える。
- (4) 第 3 条（3）「監督職員」を「調査職員」と読み替える。
- (5) 第 3 条（4）を削除する。
- (6) 第 3 条（8）「「契約書」とは、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成 8 年 2 月 23 日付け 8 経第 263 号農林水産事務次官通達）の別紙請負契約書をいう。」を「「契約書」とは、「建設工事請負契約書等の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日付け農第 1043 号兵庫県農政環境部農政企画局総務課長通知）の「土木設計業務等委託契約書」をいう。」と読み替える。
- (7) 共通仕様書中、契約書についての各条項は、前項の契約書に対応する各条項に読み替えるものとする。

設計業務特記仕様書

1. 共通仕様書の運用

本業務を実施するにあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計作業共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に準拠し実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記及び追加事項は次のとおりである。

第1章 総 則

第1-1 条(適用範囲)

本仕様書は、加東市が委託する「令和 6 年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑鹿野モロ5 地区 鹿野モロ5 井堰実施設計業務委託」に摘要する。

第1-2 条(業務の目的)

本業務は、老朽化した頭首工の補修・更新にかかる「実施計画」の策定を行う。

第1-3 条(業務場所)

業務の対象となる場所は、加東市畑地内で、別添位置図に示す区域である。

第1-4 条(業務概要)

業務の概要は以下の通りであり、詳細は第3章に示すものとする。

頭首工の実施設計

第1-5 条(業務工期)

本業務の工期は、契約締結日の翌日 から 令和7年2月21日 までとする。

第1-6 条(管理技術者・照査技術者の選定)

本業務を実施するにあたっては、管理技術者及び照査技術者を定めなければならない。

1. 管理技術者及び照査技術者は、技術士(農業部門)及び技術士(建設部門(河川))又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、技術士と同等の能力と経験を有する技術者とは、下記に記載する(1)(2)両方の資格を有する者とする。

(1) 農業土木関係

下記に記載するいずれかの資格を有すること。

- ・「農業部門の農業農村工学又は農業土木」
- ・「総合技術監理部門の農業-農業農村工学又は農業土木」
- ・「RCCM農業土木部門」

(2)河川関係

本業務は、河川砂防にも影響を及ぼすことから、下記に記載するいずれかの資格を有すること。

- ・「建設部門の河川、砂防及び海岸・海洋」
- ・「総合技術監理部門の建設-河川、砂防及び海岸・海洋」
- ・「RCCM河川、砂防及び海岸、海洋部門」

2. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することができない。

第1-7条(作業計画書の作成)

受託者は契約後一週間以内に作業計画書を作成し、調査職員に内容説明を行い、承諾を得なければならない。

第1-8条(土地の立ち入り等)

業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

第1-9条(疑義及びその他)

本仕様書に疑義が生じた場合、或いは特に記載のない事項については、すべて調査職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 設計条件

第2-1条(適用する図書)

本業務の実施に当たっては、委託者が貸与する図書及び特記仕様書に示された図書に準拠して行うものとし、他の図書による場合は、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

第2-2条(設計条件)

設計条件は次のとおり。

名称	鹿野モロ5井堰
種類	鉄製転倒式
堰長	5.6m
堰上高	0.6m
取水施設	スライドゲート(Φ300 1門、Φ400 1門)

上下流護岸 積ブロック

第 2-3 条(示方書、参考文献等)

本業務に適用又は準用する示方書、参考文献等は下記によるものとする。尚、記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に調査職員の指示を受けるものとする。

名 称	発行所
兵庫県土地改良技術基準	兵庫県
土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	(社)農業農村工学会

第 2-4 条(貸与資料等)

貸与資料は下記のとおりである。

名 称	発行所
令和 5 年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 木梨・畑地区機能保全計画策定業務委託報告書(鹿野モロ5井堰分)	加東市
1/2500 白図	加東市

第 3 章 設計作業内容

第 3-1 条(設計作業項目と内容)

作業項目と作業内容は下記のとおりである。

[基本設計]	【4-1 溪流取水工】
作業項目	作業内容
1 準備作業	
1-1 現地調査	溪流取水工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。
1-2 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。
2 設計計画	
2-1 河川計画の検討	河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。
2-2 河川計画の設計	河川計画の資料を整理し、設計計画を樹立する。
2-3 位置の検討	河状及び水路計画より2～3点選定し、比較検討のうえその中から1点を決定する。
2-4 型式の検討	堰の型式、取水方式、基礎、止水、ゲート型式、操作方法を決定する。
2-5 平面、縦断計画	スパン割及び各部標高、エプロン長等を決定する。
3 水理計算	
3-1 河川水位の検討	不等流計算により堰築造後の詳細水理計算を行う。
3-2 流水口の検討	流入口の詳細水理計算を行う。
3-3 堰体及び護床工	洪水吐、土砂吐、固定堰等の詳細水理計算を行う。
3-4 取水工	取水工全体について詳細水理計算を行う。
3-5 沈砂池	沈砂池全体について詳細水理計算を行う。
3-6 魚道及び下流放流工	魚道及び下流放流工全体について詳細水理計算を行う。
4 構造計算	
4-1 固定堰	固定堰の詳細構造計算を行う。
4-2 堰体	堰体の詳細構造計算を行う。
4-3 流入口	流入口の詳細構造計算を行う。
4-4 取水工	取水工の詳細構造計算を行う。
4-5 護岸工	護岸のタイプを決定し、3タイプ程度の詳細構造計算を行う。
4-6 魚道	魚道の詳細構造計算を行う。
4-7 沈砂池	沈砂池の詳細構造計算を行う。
4-8 下流放流工	下流放流工の詳細構造計算を行う。
5 基礎の検討	直接基礎の詳細な計算を行う。
6 設計図作成	
6-1 河川計画図	河川の縦、横断図を作成する。
6-2 一般図	溪流取水工の計画一般平面図、平面図、正面図、標準断面図を作成する。
6-3 堰体	堰体の一般構造図、配筋図等の詳細な図面を作成する。
6-4 取水工	取水工の一般構造図、配筋図等の詳細な図面を作成する。
6-5 護岸工	護岸工の一般構造図、配筋図等の詳細な図面を作成する。
6-6 魚道	魚道の一般構造図、配筋図等の詳細な図面を作成する。
6-7 下流放流工	下流放流工の一般構造図、配筋図等の詳細な図面を作成する。
6-8 沈砂池	沈砂池の一般構造図、配筋図の詳細な図面を作成する。
7 仮設計画	主要な仮設工の構造・安定計算を行い、図面を作成する。
8 数量計算	全部の数量を詳細に計算する。
9 施工計画	仮締切、仮設道路、工程計画について詳細な施工計画を作成する。
10 概算工事費積算	各工種について工事実施可能な詳細な施工計画を作成する。
11 調査試験計画	主要な数量及び事例等による単価で概略工事費を算出する。
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
13 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。
計	

第3-2 条(改修箇所と内容)

改修箇所と改修内容は下記のとおりである。

改修箇所	改修内容
1. 扉体	更新
2. 戸当り	更新
3. 開閉装置	更新(一部利用 手動油圧ユニット)
4. 左岸取水ゲート	更新
5. 右岸取水ゲート	更新

第3-3 条(設計作業の留意点)

設計作業上特に留意する点は、下記のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、造成される施設について、必要な機能を満たしたうえでなおかつ安全で所要の耐久性を有すること、維持管理、施工性及び経済性等について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、設計手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明し、報告書に記載すること。
- (3) 文章及び図面の作成にあたっては、一覧表を作成し、電子データで提出し、検索が容易にできるようにすること。
- (4) 図面作成にあたって CAD を使用する場合は、線種、配色は必要最小限の範囲で採用すること。
- (5) 第2-3 条、第2-4 条及び共通仕様書に示す示方書、参考文献、貸与資料並びに請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示すること。
- (6) 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入すること。
- (7) 推進委員会、地元協議等が業務の途中で開催される場合は、調査職員の指示により速やかに対処し、資料を提出すること。

第4 章 打合せ

第4-1 条(打合せ)

打合しの時期及び回数は下記によるものとし、主要な段階には管理技術者が出席すること。
また、調査職員及び地元等との打合せにおいては、打合せ記録簿を作成するものとする。

第1回 着手前(作業内容と作業方針)

第2回 中 間(一般図作成段階)

第3回 中 間(地元への説明段階)

第4回 最 終

第5章 成果品

第5-1条(成果品)

提出すべき成果品及び部数は下記のとおりである。

区分	規格	部数	備考
報告書	A-4	2部	チューブファイル
同上原稿		1部	電子データを含む
設計図		2部	着色図
同上原稿		1部	電子データを含む
設計資料		1部	参考資料を含む
同上原稿		1部	

第5-2条(成果品の装丁等)

1. 製本は極力分冊を避け、やむを得ず分冊を行う場合は内容の配分を考慮して行うこと。
2. 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。
3. 提出先 加東市 産業振興部 農地整備課

第6章 契約変更

第6-1条(契約変更)

契約変更に関する発注者と請負者による協議事項は次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第3-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第5-1条に示す「成果品」に変更が生じた場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。
7. その他

測量業務 特記仕様書

(適用範囲)

第1条

本仕様書は、加東市が委託する「令和6年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑鹿野モロ5地区 鹿野モロ5井堰実施設計業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条

老朽化した鹿野モロ5井堰の改修に伴う、基礎資料とすること。

(場所)

第3条

測量作業位置は、加東市畑地内で、別添位置図に示すとおりである。

(作業概要)

第4条

作業概要は改修に伴う、現地測量、縦横断測量及び測量に必要な作業計画、現地踏査である。

(一般事項)

第5条

業務委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は調査職員と密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 本業務を実施するにあたっては主任技術者を定めなければならない。主任技術者は測量業務に精通しているほか、次に定める資格の何れかを有する者、またはこれと同等の能力と経験を有するものでなければならない。
 - ・測量法に基づく測量士又は測量士補

(示方書、参考文献書)

第6条

本業務に適用又は準用する示方書、参考文献等の取扱いの注意点は次のとおりである。

1. 測量作業の基本的事項に関しては、兵庫県土地改良事業「測量作業規程」を適用する。
2. 測量作業に適用又は準用する示方書、参考文献等は下記のとおりとする。なお、記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に調査職員の指示を受けるものとする。
 - (1) J I S A 0101 土木製図（通則）
 - (2) 土木学会発行 「土木製図基準」

(作業内容)

第7条

本作業における作業項目及び数量は以下のとおりである。

作業項目	数 量
現地測量	0.001km ²
横断測量	0.010km

(作業の留意点)

第8条

測量作業上、特に留意する点は下記のとおりである。

1. 本測量作業のため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進歩するように努めなければならない。
2. 測量に際して支障となる立木伐採については、事前に調査職員に連絡するとともに、所有者の承諾を得て伐採するものとする。
3. 伐採は、業務遂行上必要最小限に止めると共に伐採木等は付近に整理し、トラブル等が生じないよう留意するものとする。
4. 作業実施にあたり、付近の農作業に支障のないよう十分注意し、農地への立入は作業遂行上必要最小限とするものとする。
5. 農地へ立ち入る場合は、事前に地権者等の了解を得た上で、農作物に被害を与えないよう作業を行うものとする。
6. 測量杭を農地・道水路に設ける場合は、利用者に支障のないようするとともに、控え杭を設けるものとする。

(成果品)

第9条

1. 本業務は電子データを(CD-R)で正副2部提出するほか次のとおりとする。
 - (1) 電子データ成果物の出力 2部(市販のファイル綴じで可)
2. 成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

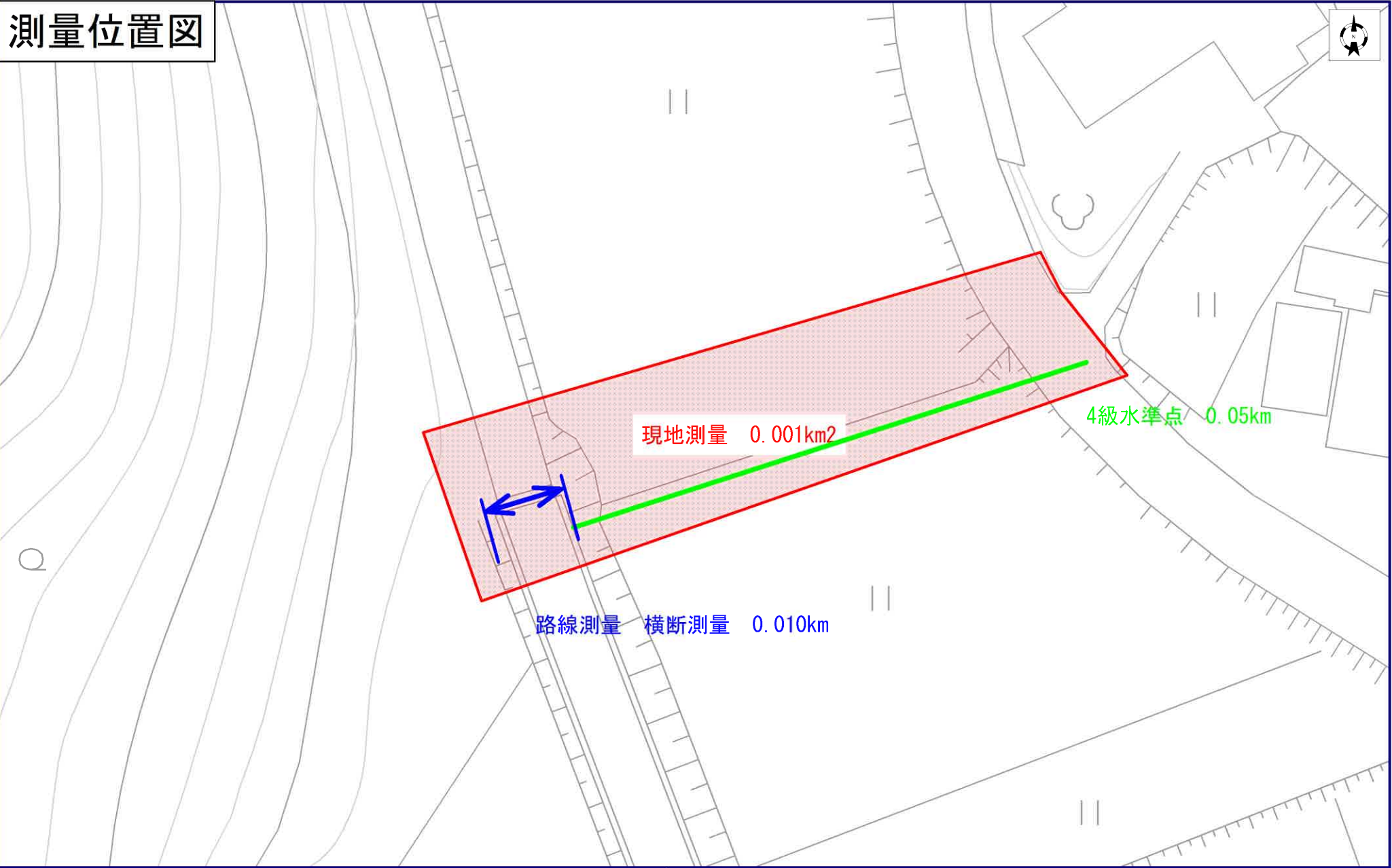
(契約変更)

第10条

契約書に規定する甲乙協議事項は下記のとおりとする。

1. 第7条に示す「作業内容」に変更を生じる場合
2. 工期に変更が生じる場合
3. その他

測量位置図



1/500

